

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年7月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900093号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000006号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年8月29日から同年9月1日に訂正し、昭和62年8月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和62年8月29日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和62年8月29日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年8月29日から同年9月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答によると、請求者は、請求期間において引き続きA社に勤務していたことが認められる。

そして、請求者から提出された昭和62年分給与所得の源泉徴収票によると、8か月分の厚生年金保険料が控除されていると推認でき、事業主は、保険料について、当月控除方式を採用していたと回答していることから、請求者は、請求期間において、事業主より給与から保険料を控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票で推認できる厚生年金保険料の控除額及び昭和62年7月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和62年8月29日から同年9月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料

を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900077号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000003号

第1 結論

平成10年4月から平成12年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成12年2月まで

就職のため、平成12年3月に上京する前に、自宅に届いていた国民年金保険料の納付書を持って私と両親の3人で、A市B区役所に行き、請求期間に係る32万円前後の保険料をまとめて納付したいと申し出たところ、15分ぐらい待たされた後に新たに納付書を渡され、まとめて納付するならC銀行D支店で納付するように言われたので、徒歩で同支店に移動し、母が用意した現金で納付し、領収証を受け取った。その領収証は、上京した際に持ってきたが、保険料が納付済みであることから不要だと思い、荷物整理のついでに捨ててしまった。ところが、国民年金の記録では請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の基礎年金番号は、平成10年7月6日に付番され、その際に、請求者は、20歳に到達した平成8年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したこと、及び同年*月から平成12年2月まで引き続き国民年金の被保険者であったことが確認できる上、改製原戸籍の附票により、請求者の住所は、基礎年金番号が付番された平成10年7月6日から平成12年1月13日まではA市B区Eに、同年1月14日から同年3月20日までは同市B区Fにあったことが確認できることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述する時期に、同市において請求期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することは可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料については、A市B区役所が作成した納付書に32万円前後の現金を添えて、C銀行D支店でまとめて納付したと陳述しているところ、C銀行の事務センターは、国民年金保険料の領収済通知書等の保存期間を*年としていることから、平成12年3月に上京する前に納付したと陳述する請求者の請求期間に係る保険料

の納付について確認することができない。

また、A市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び国民年金保険料の納付記録について、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行後、それまで市町村等で行っていた保険料収納業務等が国に移管されたことから、関連資料等も国に移管したため、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び保険料の納付記録はないと回答しており、G年金事務所も、請求者の請求期間に係る資料は見当たらないと回答している。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。